

## 最上町家庭用除雪機購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、最上町における冬期間の住民の安全な生活環境を確保するため、家庭用除雪機を購入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において家庭用除雪機とは次に掲げるものであって、専ら除雪作業の用に供するものをいう。

- (1) 家庭用小型除雪機（除雪幅が600mm以上）
- (2) 農耕用機械に接続する除雪用アタッチメント

### (補助要件)

第3条 補助金の交付の要件は次のとおりとする。

- (1) 家庭用除雪機1台当たりの価格が50,000円以上のもの（中古のものを含む。）であること。
- (2) 業として除雪機等販売を行っている事業所から購入するものであること。
- (3) 町内に住所を有し、かつ現に居住している個人の申請であること。（町税等を滞納している者は除く。）
- (4) 購入後7年以上補助対象者が所有すること。
- (5) 過去に除雪機購入補助を受けていない者の申請であること

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、家庭用除雪機の購入費用の4分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100,000円を限度として補助する。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）はこの要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び次に定める書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 家庭用除雪機の購入にかかる見積書の写し
- (2) 家庭用除雪機の規格を確認できる書類
- (3) 同意書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 申請者は、家庭用除雪機が納入された日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を町長に報告しなければならない。

- (1) 最上町家庭用除雪機購入補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 家庭用除雪機の購入にかかる領収書の写し
- (3) 購入した家庭用除雪機の写真

(補助金の請求)

第7条 申請者は、規則第15条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、最上町家庭用除雪機購入補助金請求書(様式第4号)により町長に補助金を請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。